

吾人等は 右の根本的

な基礎の上に立つて今回の争議の原因及經過の大畧を述べて、今回の争議が如何にその間の政策、及未來に對する方策からこの度の争議が起りしかを併せて考へて戴きたい。

四

今回の争議の原因

それは昨年未の争議の解決の際に、會社の代表者須永氏は當時職工代表の井上、大矢両氏及仲裁者であつた前泉尾警察署長等の立會の上で要求條項であつた、退職手當の制定に關して、この制定は大阪工場のみの問題でなく名古屋本社工場にも相當に重大なる關係があるのでこの際即時制定發表は困難であるから、本社と協議の上で少くも三ヶ月以内に具体案を發表するこの退職手當は當社は從來より病氣、不具廢疾者には出してゐるが新しく定年制等に規定し、在來の様な物でなく職工諸君の安心の出来る案を作りて發表するからこの際、こゝで覺書等の堅苦しいものを作らなくても會社なり私を信じて、一先づ解決を乞ふて盛に言明したので私共も相當争議で迷惑を掛けた關係もあり須永重役を信頼して會社の紳士的な契約を裏書して争議は解決を告げたのである。

その後は 次第に

工場平和も保ち争議前より一層努力して働いた事は、生産仕上及び電力使用量を見ても分るのである。斯くして月日は流て、三ヶ月立ち、四ヶ月過ぎて、退職手當の發表なき故に、争議解決の責任者である、大矢、井上の両氏及

職工代表者は再三重役を訪れて退職手當の發表を迫つた、その時、須永氏は、その具体案は起草中であるが尙一層完全なるものを發表したいので、大阪砲兵工廠その他著名なる官私工場に問合中だから今しばらく待つて戴きたいと、訪問する度毎に言明し諸君や職工の氣持は良く理解して居るで決して悪くはせないからと言ふので、代表者も須永重役の意のある處を職工諸君に傳へ問題の起らない様に努力して來たが問題の退職手當は六ヶ月すぎても拾ヶ月すぎても發表なき故に、職工間には不平を唱へる者が多くなり最早、代表者の銀撫葉も無効に終り遂に退職手當制定及び他八ヶ條の要求を提出し罷業に入つたのである。

四、退職手當の制定の出来なかつた理由 及制定を要求する理由

は、任意退職者には絶対に手當は支給しない云ふ根本の理由は、

この退職 手當につ いて會社

一、當社に於て職工を備入れて約三ヶ年間は技術の練磨のために費して幾多の缺損を見て漸く一人前の職人となつてからそれから會社が利益を擧げんとする時期に自己の勝手から又同業者への轉職などを思ひ並べると、どうして退職手當の支給が出来るか